

静岡市社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格及び物価の高騰の影響を受けている社会福祉施設等の事業の継続を支援することにより、社会福祉サービスの安定した運営及び維持を図るため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、市内に所在する次に掲げる施設（国及び地方公共団体が設置するものを除く。）を運営する者で、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 申請日において市長の指定を受けている次に掲げる施設

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第6項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）の事業を行う事業所

イ 支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）の事業を行う事業所

ウ 支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）の事業を行う事業所

エ 支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

オ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）の事業を行う事業所

カ 支援法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）の事業を行う事業所

キ 支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）の事業を行う事業所

ク 支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）の事業を行う事業所

ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）の事業を行う事業所

コ 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等

- デイサービス」という。)の事業を行う事業所
- サ 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)
- シ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護(以下「通所介護」という。)の事業を行う事業所
- ス 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション(保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。)(以下「通所リハビリ」という。)の事業を行う事業所
- セ 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)の事業を行う事業所
- ソ 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護」という。)の事業を行う事業所
- タ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介護」という。)の事業を行う事業所
- チ 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護(以下「地域密着型通所介護」という。)の事業を行う事業所
- ツ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護(以下「認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う事業所
- テ 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う事業所
- ト 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活介護」という。)の事業を行う事業所
- ナ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入所者生活介護(以下「地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業を行う事業所
- ニ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う事業所
- ヌ 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービス(以下「複合型サービス」という。)の事業を行う事業所
- ネ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(以下「介護老人福祉施設」という。)
- ノ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(以下「介護療養型医療施設」という。)

ハ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）

ヒ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）

(2) 申請日において市長の許可を受けている次に掲げる施設

ア 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）

イ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）

(3) 申請日において市長の登録を受けている次に掲げる施設

ア 支援法第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、日中において行う一時的な見守りその他の支援（以下「日中一時支援」という。）の事業を行う事業所

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定めるところにより算出された額とする。ただし、国又は他の地方公共団体等から類似の交付金を受給し、又は受給する見込みがある場合には、支援金から当該受給に相当する額を控除した額とする。

(交付回数)

第4条 一の交付対象者に対する交付金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者は、別に定める日までに、社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数及び開所日数が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定及び確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、支援金を交付しないことを決定したときは社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付を決定しない。

(請求)

第7条 前条第1項の規定による支援金の額の確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した支援金を返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

種別	支援金の額
短期入所（日中活動系サービスを併用する場合を除く。） 障害者支援施設 共同生活援助（日中サービス支援型に限る。） 障害児入所支援 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（宿泊分に限る。） 介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 軽費老人ホーム 救護施設 介護老人保健施設 介護医療院 小規模多機能型居宅介護（宿泊分に限る。）	種別に応じた事業又は施設ごとに申請日の属する月の6月前から前月までの期間（申請日の属する月の6月前以後に事業又は施設の運営を開始した者にあつては、運営を開始した月から前月。以下同じ。）の延べ利用者数を同期間の開所日数で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に2,750円を乗じて得た額に当該事業又は施設を運営し、又は運営する月数を乗じて得た額
短期入所（日中活動系サービスを併用する場合に限る。） 共同生活援助（日中サービス支援型を除く。）	種別に応じた事業又は施設ごとに申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数を同期間の開所日数で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に1,840円を乗じて得た額に当該事業又は施設を運営し、又は運営する月数を乗じて得た額

療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童発達支援 放課後等デイサービス	種別に応じた事業又は施設ごとに申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数を同期間の開所日数で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に920円を乗じて得た額に当該事業又は施設を運営し、又は運営する月数を乗じて得た額
日中一時支援	種別に応じた事業又は施設ごとに申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数（1日の利用時間が4時間を超える者を1人とし、4時間以下の者を0.5人として算定する。）を同期間の開所日数で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に920円を乗じて得た額に当該事業又は施設を運営し、又は運営する月数を乗じて得た額
通所介護 通所リハビリ 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（通い分に限る。） 複合型サービス（通い分に限る。）	種別に応じた事業又は施設ごとに申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数（1日の利用時間が5時間以上の者を1人とし、5時間未満の者を0.5人として算定する。）を同期間の開所日数で除して得た数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）に920円を乗じて得た額に当該事業又は施設を運営し、又は運営する月数を乗じて得た額

様式第1号（第5条関係）

社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者	住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕
	氏名	

支援金の交付を受けたいので、静岡市社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業種別

3 添付書類

（1）申請日の属する月の6月前から前月までの期間の延べ利用者数及び開所日数が確認できる書類

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定し、及び支援金の額を確定したので、通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

請求者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	

年 月 日付け 第 号により支援金の交付の確定を受けた事業の支援金について、静岡市社会福祉施設等原油価格・物価高騰支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No.
口座名義